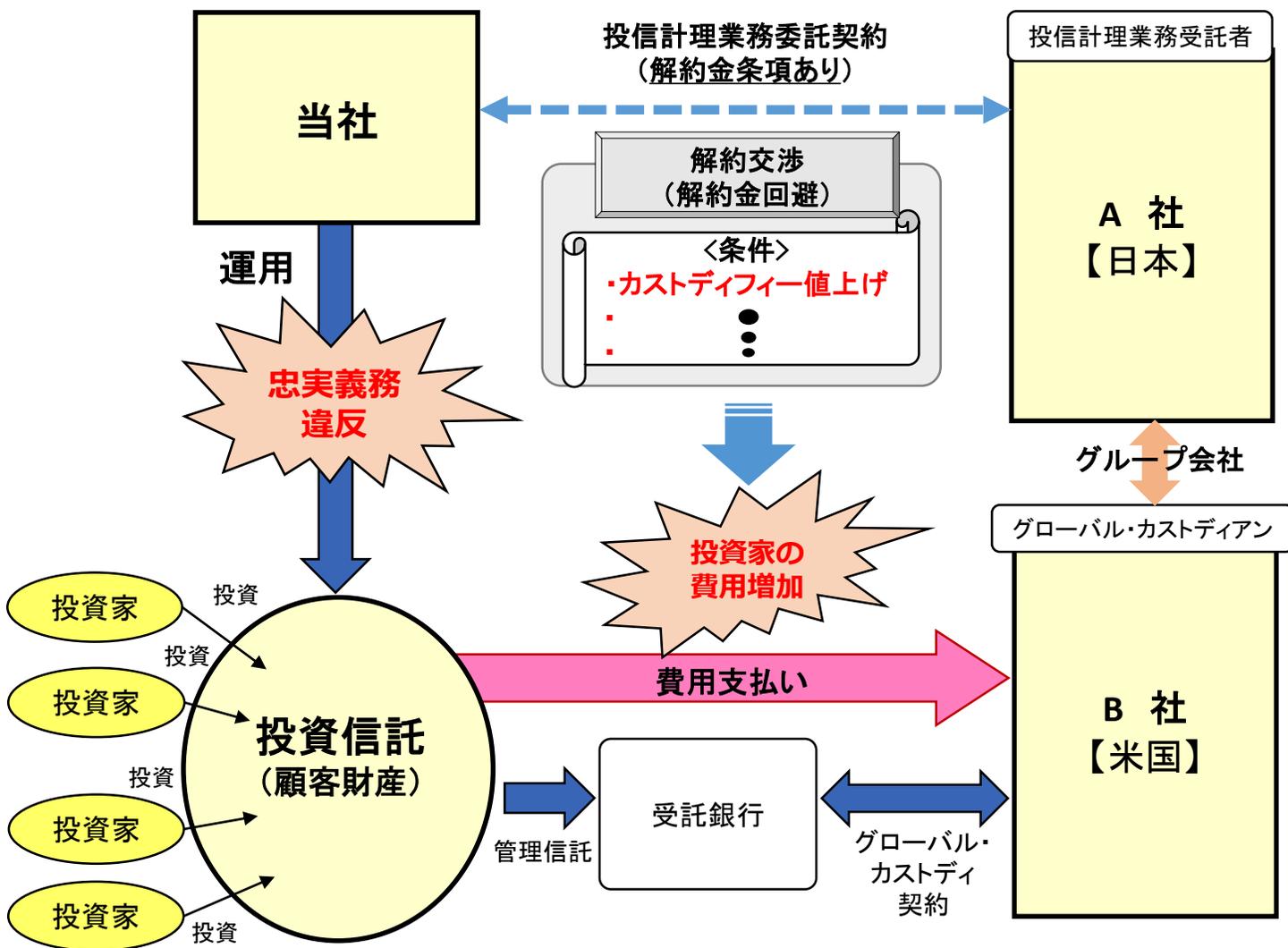


事案概要図

投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況【勧告】

- ・ 当社は、固有業務の委託契約の（解約金を生じさせない）解約に際し、当該契約関係にまったく責任関係のない、顧客の財産において負担増加となる条件を含め交渉し、それを容認。



経緯

- H23.3～ :
A社への業務委託開始
- H26.8～9 :
A社において事務過誤発生
- H27初め頃～ :
両当事者で解約金を生じさせない解約に向けた交渉
⇒ A社からカストディフィー値上げの条件提示
- H27.2 :
当社は当該値上げを受入れ
- H27.3～ :
投信において当該値上げ開始